

役員報酬等に関する規程

(平成29年度 第1回評議員会 承認)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人早苗会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、評議員、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会、評議委員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第3条 役員が次の理事会、評議委員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときには、表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

表1 (第3条関係) 金額は、手取り額である。

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会、評議員会等 出席報酬	10,000 円	実費

(監事会の報酬等)

第4条 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

表2 (第4条関係) 金額は、手取り額である。

名 称	報 酬	実費弁償費
監事会出席報酬等	15,000 円	実費

(役員勤務報酬)

第5条 理事長が理事会、評議委員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、表3により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

2 役員が理事会、評議委員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合には、表3により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

表3 (第5条関係) 金額は、手取り額である。

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長の業務報酬	1日 10,000 円	実費
同上	半日 5,000 円	実費
役員業務報酬	1日 10,000 円	実費
同上	半日 5,000 円	実費

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、表4より報酬、宿泊費及び業務遂行上に必要な経費等を支払う事ができる。

表4 (第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
法人業務の出席報酬等	業務の内容等を勘案して、その都度理事長が定める。	交通費、宿泊費等は実費を原則とする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。